

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	生活保護事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

生活保護事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

静岡県焼津市長

公表日

令和7年8月12日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	<p>生活保護法に基づき、生活に困窮した国民に、憲法第25条に規定する健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的として実施する。</p> <p>特定個人情報ファイルは、次の事務で使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③職権による保護の開始又は変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤就労自立給付金及び進学準備給付金の支給の申請の受理、審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑥保護に要する費用の返還に関する事務 ⑦徴収金の徴収に関する事務 ⑧医療扶助オンライン資格確認に関する事務 <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ・医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ・医療連携保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等
③システムの名称	<p>・生活保護法関連事務</p> <p>①保健・医療・福祉総合情報ネットワークシステム(生活保護事務システム)</p> <p>②中間サーバー</p> <p>③統合宛名システム</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の23の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>〔 実施する 〕</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>＜情報照会＞</p> <p>番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表の42、43の項</p> <p>＜情報提供＞</p> <p>番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表</p> <p>13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171、172の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部地域福祉課
②所属長の役職名	地域福祉課長

6. 他の評価実施機関**7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求**

請求先	焼津市健康福祉部地域福祉課 425-8502 静岡県焼津市本町二丁目16番32号 054-625-7655
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	焼津市行政経営部DX推進課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津1丁目6番地の1 054-623-4791
-----	---

9. 規則第9条第2項の適用 []適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2) 又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、必ず複数人での確認を行っている。 また、特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

9. 監査

実施の有無 自己点検 内部監査 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発 十分に行っている 十分に行っている 十分に行っていない

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
	＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> 課題が残されている
判断の根拠	生活保護システムへのアクセスが可能な職員は、ユーザーIDとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年11月6日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求先	焼津市総務部総務課 法規文書担当 425-8502 静岡県焼津市本町二丁目16番32号 054-626-2151	焼津市健康福祉部地域福祉課 425-8502 静岡県焼津市本町五丁目6番1号 054-626-1127	事前	
平成28年12月16日	II しきい値判断項目の係数の時点	平成27年4月1日時点	平成28年4月1日時点	事前	
平成29年1月26日	評価実施機関名	静岡県焼津市長 中野 弘道	静岡県焼津市長	事前	
令和1年6月14日	評価実施機関における担当部署 ②所属長	地域福祉課長 橋本 敏明	地域福祉課長	事後	
令和1年6月14日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	焼津市総務部情報政策課 情報政策担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	焼津市総合政策部ICT推進課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	事後	
令和1年6月14日	IVリスク対策		新様式によりリスク対策の実施状況を追加	事後	
令和1年6月14日	I-1-②事務の概要	就労自立給付金の支給の申請の受理、審査又はその申請に対する応答に関する事務	就労自立給付金及び進学準備給付金の支給の申請の受理、審査又はその申請に対する応答に関する事務	事後	
令和1年6月14日	II-1 対象人数	1,000人以上1万人未満	1,000人未満(任意実施)	事後	
令和1年6月14日	II-1 時点	平成28年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月14日	II-2 時点	平成28年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月14日	II-2 時点	平成31年4月1日時点	令和元年12月1日時点	事後	
令和3年8月11日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<情報照会> 番号法第19条第7号、番号法別表第二の項番26 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条 <情報提供> 番号法第19条第7号 別表第2の 9,10,14,16,24,26,27,28,30,31,50,54,61,62,64,70,8 7,90,94,104,106,108,116,120の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条、第9条、第11条、第12条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条	<情報照会> 番号法第19条第8号、番号法別表第二の項番26 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条 <情報提供> 番号法第19条第8号 別表第2の 9,10,14,16,24,26,27,28,30,31,50,54,61,62,64,70,8 7,90,94,104,106,108,116,120の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条、第9条、第11条、第12条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条	事前	9月1日施行の法改正に伴うもの
令和3年8月11日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	焼津市総合政策部ICT推進課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	焼津市行政経営部デジタル戦略課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	事後	
令和3年8月11日	II-1 時点 II-2 時点	平成31年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和5年5月11日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求先	焼津市健康福祉部地域福祉課 425-8502 静岡県焼津市本町五丁目6番1号 054-626-1127	焼津市健康福祉部地域福祉課 425-8502 静岡県焼津市本町二丁目16番32号 054-625-7655	事後	
令和5年5月11日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	焼津市行政経営部デジタル戦略課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	焼津市行政経営部DX推進課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	事後	
令和5年5月11日	II-1 時点 II-2 時点	令和3年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月4日	I-1-②事務の概要		追加 ⑧医療扶助オンライン資格確認に関する事務 ・生活保護システムから医療保険者等向け 中間サーバー等への特定個人情報の連携 ・医療保険者等向け中間サーバー等における 資格履歴の管理 ・医療保険者等向け中間サーバー等における 本人確認事務 ・医療連携保険者等向け中間サーバー等における 機関別符号の取得等	事前	
令和5年12月4日	I-4-② 法令上の根拠	<情報照会> 番号法第19条第7号、番号法別表第二の項番 26 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令第19条 <情報提供> 番号法第19条第7号 別表第2の 9,10,14,16,24,26,27,28,30,31,50,54,61,62,64,70,8 7,90,94,104,106,108,116,120の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令第8条、第9条、第11条、第12 条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22 条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、 第44条、第47条、第52条、第53条、第55条	<情報照会> 番号法第19条第7号、番号法別表第二の項番 26 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令第19条 <情報提供> 番号法第19条第7号 別表第2の 9,10,14,16,18,20,24,26,27,28,30,31,37,38,42,50,5 3,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,113,116,1 20の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令第8条、第9条、第11条、第12 条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22 条、第23条、第24条、第25条、第26条、第27条、第28 条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、 第47条、第52条、第53条、第55条、第58条、第59 条	事前	
令和5年12月4日	IVリスク対策-4	委託しない	委託する 十分である	事前	
令和7年6月1日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	焼津市行政経営部DX推進課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の 2 054-623-4791	焼津市行政経営部DX推進課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津1丁目6番地 の1 054-623-4791	事後	
令和7年7月25日	I-3 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の15の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定 める命令第5号第15条	番号法第9条第1項 別表の23の項	事後	番号法の改正に伴う形式的な変更
令和7年7月25日	I-4-② 法令上の根拠	<情報照会> 番号法第19条第7号、番号法別表第二の項番 26 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令第19条 <情報提供> 番号法第19条第7号 別表第2の 9,10,14,16,18,20,24,26,27,28,30,31,37,38,42,50,5 3,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,113,116,1 20の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令第8条、第9条、第11条、第12 条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22 条、第23条、第24条、第25条、第26条、第27条、第28 条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、	<情報照会> ・番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条 の表の42、43の項 <情報提供> ・番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条 の表 13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、 59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、 125、132、 141、144、151、155、158、161、167、168、169、 170、171、172の項	事後	番号法の改正に伴う形式的な変更
令和7年7月25日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	令和5年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	時点修正
令和7年7月25日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数	令和5年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	時点修正
令和7年7月25日	IVリスク対策 8.人手を介在させる作業	—	項目の追加	事後	様式変更に伴うもの
令和7年7月25日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策	—	項目の追加	事後	様式変更に伴うもの